

[資料] 船舶による災害時等の協力に関する協定

船舶による災害時等の協力に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と西部マリン・サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定められた災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）に定められた武力攻撃事態等並びに甲が対策を必要と認める事象（以下「災害等」という。）において、船舶による消火活動並びに海上における人員及び物資の輸送等を確保するために、甲が乙に対して災害時等の業務に関し、協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等において、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。ただし、乙は特別な事情により直ちに要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

2 要請により出動した乙の船舶の指揮は、甲が執るものとする。

3 第1項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

(1) 船舶の出動が必要な消火業務

(2) 船舶の出動が必要な油漏れ等の災害対策業務

- (3) 船舶の出動が必要な水難救助業務
- (4) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (5) 災害等救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (6) 災害等応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (7) 前各号に関して甲が実施する訓練業務
- (8) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した協力業務に要した費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、協力業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（賠償）

第7条 甲及び乙は、この業務の履行に関して、自己の責に帰すべき事由により甲、乙又は第3者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において処理するものとする。ただし、天災又は不可抗力により生じた損害の取り扱いについては、甲乙間で別途協議するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、協力業務上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成20年12月19日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年12月19日

甲 宇部市

宇部市長 藤田 忠夫

乙 山口県山陽小野田市大字小野田 869-88

西部マリン・サービス株式会社

代表取締役 中尾 勝

年 月 日

西部マリン・サービス株式会社 様

要請者 宇 部 市 長

船舶による災害時等の協力に関する要請書

平成 年 月 日に締結した「船舶による災害時等の協力に関する協定」  
第2条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 要請事項

要請内容	要請先	備考

3 連絡先

年 月 日

宇 部 市 長 様

報告者 西部マリン・サービス株式会社

船舶による災害時等の協力に関する業務報告書

平成 年 月 日に締結した「船舶による災害時等の協力に関する協定」  
第4条に基づき、下記のとおり協力業務を実施しましたので報告します。

記

1 業務期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 業務事項

業務内容	業務先	備考

3 連絡先